

発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>(1) 届出者の氏名又は名称 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること（<u>当該公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。</u>）。</p> <p>(2) 代理人の氏名又は名称 非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この号において「代理人」という。）について記載すること（<u>当該公開買付届出書を書面で提出する場合には、「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。</u>）。</p> <p>(3)～(30)（略）</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>(1) 届出者の氏名又は名称 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。</p> <p>(2) 代理人の氏名又は名称 非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者について記載すること。</p> <p>(3)～(30)（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 【提出先】・【提出者】 (略) 【申出者の氏名又は名称】(1) _____ 【申出者の住所又は所在地】～【事務連絡者氏名】 (略) (略)</p> <p>1 (略) 2 【公開買付者との関係】(2) 3 【証券取引法第27条の2第7項第2号に掲げる者に該当しない旨の誓約】(3) 4 【公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象会社の株主としての権利を行使しない旨の誓約】(4) 5 【公開買付者以外の者と共同して行う株券等の取得等の合意に関する事項】(5) ～ (略) 6 【その他参考となるべき事項】(6)</p> <p>(記載上の注意) (1) 申出者の氏名又は名称 当該申出書を書面で提出する場合には、併せて「申出者の氏名又は名称」の下に署名又は押印すること。 (2)～(6) (略)</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 【提出先】・【提出者】 (略) 【申出者の氏名又は名称】 _____ 【申出者の住所又は所在地】～【事務連絡者氏名】 (略) (略)</p> <p>1 (略) 2 【公開買付者との関係】(1) 3 【証券取引法第27条の2第7項第2号に掲げる者に該当しない旨の誓約】(2) 4 【公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象会社の株主としての権利を行使しない旨の誓約】(3) 5 【公開買付者以外の者と共同して行う株券等の取得等の合意に関する事項】(4) ～ (略) 6 【その他参考となるべき事項】(5)</p> <p>(記載上の注意) (新設)</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 意見表明報告書 【提出先】・【提出日】 (略) 【報告者の氏名又は名称】(1) _____ 【報告者の住所又は所在地】～【事務連絡者氏名】 (略) 【縦覧に供する場所】(2) 名称 (所在地)</p> <p>1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】 2 【当該公開買付けに関する意見の内容及び根拠】(3) 3 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】(4) 4 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】(5)</p> <p>(記載上の注意) (1) 報告者の氏名又は名称 当該意見表明報告書を書面で提出する場合には、併せて「報告者の氏名又は名称」の下に 署名又は押印すること。 (2)～(5) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 意見表明報告書 【提出先】・【提出日】 (略) 【報告者の氏名又は名称】 _____ 【報告者の住所又は所在地】～【事務連絡者氏名】 (略) 【縦覧に供する場所】(1) 名称 (所在地)</p> <p>1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】 2 【当該公開買付けに関する意見の内容及び根拠】(2) 3 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】(3) 4 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】(4)</p> <p>(記載上の注意) (新設)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

